

## よくある質問（「ワクチン・検査パッケージ」制度の適用店舗の登録）

### （制度全般について）

Q 1 「ワクチン・検査パッケージ」制度とは何ですか。

A 1 飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又はPCR等検査の検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度です。

Q 2 「ワクチン・検査パッケージ」制度は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の時にのみ、発動するものですか。

A 2 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の時に加え、感染拡大の傾向が見られる場合であって、都道府県知事の判断により、5人以上の会食回避を要請する場合にも適用されます。

Q 3 登録を受けた場合、人数制限に関する要請が出ていない期間についても、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用しないとイケないのですか。

A 3 人数制限に関する要請が出ていない期間については、「ワクチン・検査パッケージ」を適用いただく必要はありません。

Q 4 （人数制限要請下において）同一グループ・同一テーブル4人以下での利用の場合も、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用しないとイケないのですか。

A 4 同一グループ・同一テーブル4人以下の利用の場合は、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用する必要はありません。

Q 4-1 （人数制限要請下において）接種履歴等を確認する対象は、4人を上回る者のみでよいですか。それともグループ全員の確認が必要ですか。

A 4-1 全員分の確認が必要です。

Q 4-2 （人数制限要請下において）5人には乳幼児や介助者も含むのでしょうか。

A 4-2 原則として、乳幼児、介助者であっても「1人」としてカウントします。

Q 4-3 同居家族のみのグループ（5人以上）でも確認が必要ですか。

A 4-3 同居家族であることは確認が困難であることから必要となります。

Q 4-4 （人数制限要請下において）「同一グループ・同一テーブル4人以下での利用客」と、「同一グループ・同一テーブル5人以上での利用客」を、店舗内で、ゾーニング等により区分する必要はありますか。

A 4-4 ゾーニング等により区分する必要はありません。

**Q 5** 人数制限等の緩和とは関係なく、店舗独自の取組<sup>\*</sup>として、利用者にワクチン接種歴または検査結果の提示を求める場合においても、登録を受ける必要があるのでしょうか。

※感染防止対策として実施するほか、利用者へのサービス（接種証明等の提示によりドリンク 1 杯サービス等）を含む。

**A 5** 店舗独自の取組を実施する場合には、登録の必要はありません。  
なお、店舗独自の取組において、「ワクチン・検査パッケージ」の名称を用いる場合は、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めてください（どちらか一方しか選択できないとする扱いはご遠慮ください）。  
また、Q 7 に記載の確認内容を準用いただきますようお願いいたします。

**Q 6** 「ワクチン・検査パッケージ」制度の適用店舗の登録をしないと、協力金はもらえないですか。

**A 6** 協力金の申請に、本制度の適用店舗の登録は必要ありません。  
ただし、今後、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域等となった場合、要請の遵守状況の見回りを実施しますが、「ワクチン・検査パッケージ」制度の登録をした店舗に対しては、制度の遵守状況についても、見回り時に併せて確認を行う予定です。

「ワクチン・検査パッケージ」制度の適用店舗の登録をしても、ワクチン接種証明等の確認や本人確認を実施していない場合に、「同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食」、「緊急事態宣言時におけるカラオケ設備の提供」を行ったときは、県からの要請を遵守していないこととなり、協力金は不支給となります。

（「ワクチン・検査パッケージ制度」を適用していない店舗において、「同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食」、「緊急事態宣言時におけるカラオケ設備の提供」を行ったときも、協力金は支給されません。）

#### （接種歴等の確認について）

**Q 7** 「利用者のワクチン接種歴又は PCR 等検査の検査結果の陰性のいずれかを確認」とは、具体的にはどのように確認すれば良いのでしょうか。

**A 7** ①ワクチン接種歴の場合、利用客から予防接種済証等（接種証明書、接種記録書を含む）を提示してもらい、利用者が 2 回接種を完了していること、2 回目接種日から 14 日以上経過していることを確認してください。

※予防接種済証等を撮影した画像等の確認でも可。また、アプリ等の電子的な接種証明の提示も可。

②陰性の検査結果については、県に登録した薬局、検査機関、医療機関等が発行した結果通知書等を利用者から提示してもらい、利用者の検査結果が陰性であることを確認してください。

※検査結果の有効期限

PCR 検査：検体採取日より 3 日以内、抗原定性検査：検査日より 1 日以内

③また、上記いずれについても、身分証明書等により本人確認を行ってください。

(ただし、アプリ等の電子的な接種証明の提示で本人確認を備えている場合を除く)

※身分証明書は、公的なものに限定されず、社員証や学生証、本人宛郵便物等、何等か確認できるものでも可。

**Q 8 12歳未満の児童についてもワクチン接種歴の確認が必要ですか。**

A 8 未就学児（概ね6歳未満の児童）については、確認の必要はありません。（※同居の親等監護者が同伴する場合に限る。）

6歳以上～12歳未満の児童については、事前のPCR検査等により陰性であることの確認が必要です。

**Q 9 6歳以上～12歳未満について、本人確認や年齢確認はどのように行えば良いですか。**

A 9 健康保険証等や自己申告、保護者の申告によることで差し支えありません。

**Q 10 飲食店のスタッフについても、ワクチン接種歴または検査での陰性確認が必要ですか。**

A 10 本制度はサービス等の利用者について確認を行った上で制限緩和を行うものであり、従業員などに求めるものではありません。

**Q 11 飲食店営業許可があり、確認店となっているカラオケ店ですが、何人以上でワクチン接種歴等の確認を行うのですか。**

A 11 まん延防止等重点措置区域では、カラオケ設備の提供が可ですので、飲食店と同様、5人以上の入店者の場合のみ接種歴等の確認をしてください。

緊急事態措置区域の場合、カラオケ設備の提供が不可となるため、カラオケ設備の提供を可とするには、入店人数に関わらず、入店者全員の接種歴等確認を行う必要があります。ただし、収容率は50%が上限であることにご留意ください。

#### **(PCR検査等について)**

**Q 12 PCR検査のほかに、その場で判定が出る抗原定性検査がありますが、陰性の結果証明は抗原定性検査でも構いませんか。**

A 12 抗原定性検査でも構いません。抗原定性検査の場合、検査結果の有効期限は検査日より1日以内です。

#### **(飲食店の登録について)**

**Q 13 「ワクチン・検査パッケージ」制度の適用店舗として登録をしたいのですが、まだ認証店又は確認店の認証を受けていません。どうしたらよいですか。**

A 13 本制度の適用店舗の登録の前に、認証を受ける必要があります。

以下の事務局までお問合せください。

・認証店

千葉県飲食店認証事務局：043-307-9003

[受付時間] 10:00～18:00（土日祝日除く）

※12月29日(水)から1月3日(月)までは、休業

・確認店

千葉県飲食店調査事務局

[受付時間] 11:00~20:00 (土日祝日含む)

※12月29日(水)から1月4日(火)までは、休業

①047-703-7127

(市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、成田市、習志野市、流山市、  
八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市)

②043-239-6236 (上記以外の市町村)

Q14 登録申請時点で認証店(又は確認店)ではなかったため、認証を申請中ですが、「ワクチン・検査パッケージ」制度はいつから適用となりますか。

A14 認証を取得し、「ワクチン・検査パッケージ」制度の登録が完了した時点となります。